

第九次千葉県障害者計画（令和9年度から11年度までの3年間）の骨子概要

計画の位置付け

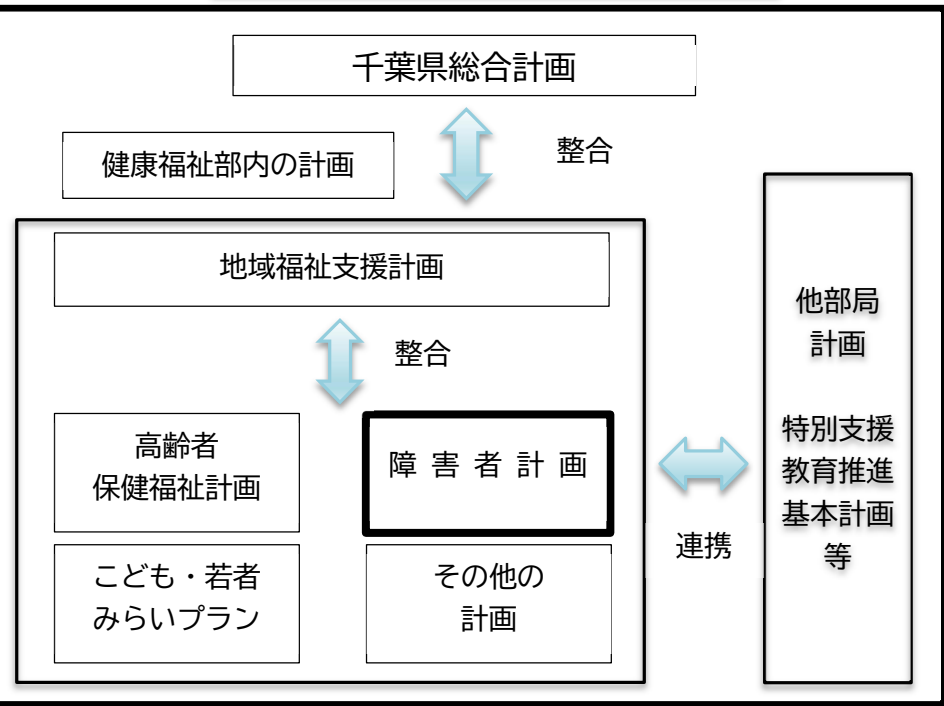
- 1 から4 までの計画等を一つの計画として一体的に策定
- 1 障害者計画（障害者基本法）
 - 2 障害福祉計画（障害者総合支援法）
 - 3 障害児福祉計画（児童福祉法）※難聴児計画を含む。
 - 4 「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」に係る施策

本県の障害のある人の状況

	令和4年	令和6年
身体障害者手帳所持者数	177,883人	177,031人
療育手帳所持者数	48,224人	51,986人
精神障害者保健福祉手帳所持者数	63,805人	74,128人
計	289,912人	303,145人

- 障害者手帳の所持者数
身体は横ばい、療育及び精神は増加
- 様々な障害
発達障害、高次脳機能障害、重度心身障害、医療的ケア児・者、難病等
- ライフステージごとの状況
障害のある子どもへの特別支援教育
障害のある人の就職者数、就職率、工賃

県その他計画との関係



基本理念と目標

障害者基本法に規定された理念のもとに、「障害のある人が地域でその人らしく暮らせる共生社会の構築」を目指します。

主な現状と課題

- 障害のある人が地域社会で人々と共生するため、グループホームや日中活動の場が充実してきた。
- 今後は、重度障害や多様な障害特性に応じた支援を進めるとともに、支援の質の向上や地域でのサービス提供体制の整備等が求められている。
- 福祉分野の有効求人倍率は全産業を上回って推移するなど、人材不足は深刻な状況であるほか、労働力人口の減少が見込まれる中において、人材の確保・定着が課題である。
- 障害のある人が地域において自立した社会生活を営むには、関係機関の連携による包括的な相談支援体制の更なる充実が求められている。
- 障害のある子どもへのライフステージを通じた一貫した地域療育支援体制の構築や、家族への支援の強化が求められている。
- 事業主による法定雇用率の達成や就職者の定着などの一般就労の充実とともに、福祉的就労の充実が必要とされている。
- 精神障害のある人が地域の一員として安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、住まいなどの重層的な連携による支援が必要である。
- 障害者差別解消法の合理的配慮の義務化も踏まえて、障害に対する理解の促進や差別解消の取組と一体的な展開が重要である。

第九次計画策定の視点

- 1 現計画策定時以降の社会情勢や新たな課題への対応
 - ・ 高次脳機能障害者支援法や手話施策推進法などの制定、障害者総合支援法などの改正を踏まえた施策の検討・充実
 - ・ 千葉県総合リハビリテーションセンターの整備に伴う、サービス提供体制の強化 等
- 2 現計画策定時以前から引き続く課題や継続する取組
 - ・ 障害福祉サービスの質の向上のための支援
 - ・ 医療的ケア児等支援センターにおける支援人材の育成や、地域の支援体制の構築による障害のある子ども、家族等の支援
 - ・ 就労支援・定着支援の強化や福祉的就労での工賃向上の取組
 - ・ 基幹相談支援センターを中心とした支援機関の連携や相談支援従事者の充実
 - ・ 理解の促進や権利を擁護する取組などによる共生社会実現の推進 等
- 3 関係団体等からの意見の検討
 - ・ 人材確保、支援の質の充実、地域間格差の是正 等

計画の期間

令和9年度～令和11年度
障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る国の基本指針に定められた期間

主要な施策

- 1 障害のある人のニーズに即した多様な暮らしの実現【入所部会】
 - ・ 障害のある人の生活を地域で支えるサービス提供体制の構築
 - ・ 障害の重度化・重複化等に対応する専門的ケアの必要性を踏まえた、サービス提供体制の充実
 - ・ 「千葉県重度の強度行動障害のある方への支援システム」の運用による支援
 - ・ 千葉県総合リハビリテーションセンターにおける支援の充実強化
- 2 障害のある子どもの療育支援体制の充実【療育部会】
 - ・ ライフステージを通じた一貫した療育体制の充実
 - ・ 医療型短期入所事業所等の開設支援による在宅支援機能の強化
 - ・ 特別支援教育などの教育を受けられる取組の充実
 - ・ 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保
- 3 障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実【入所部会】
 - ・ 発達障害、高次脳機能障害のある人やひきこもりの状態にある人など、地域の支援機関のみでは対応が困難な人への専門的支援拠点による支援の充実
- 4 障害のある人の一般就労と福祉的就労の充実【就労部会】
 - ・ 障害のある人を雇用する企業の支援による、就職、職場定着等の支援の推進
 - ・ 福祉的就労を行う障害のある人の工賃（賃金）向上への取組の推進
- 5 障害のある人の相談支援体制の充実【相談部会】
 - ・ 基幹相談支援センターの機能の充実に向けた支援
 - ・ 研修等を通じた相談支援従事者の養成と定着
- 6 障害福祉人材の確保・定着とケアの充実に向けた業務の効率化の推進【入所部会】
 - ・ 障害福祉人材の確保・定着
 - ・ 障害福祉事業所等におけるテクノロジーの導入・活用の促進
- 7 精神障害のある人の地域生活の推進【精神部会】
 - ・ 多職種連携による「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築
 - ・ 精神症状の急激な悪化等に対応した精神科救急医療システムの充実
 - ・ 依存症に対する医療機関や相談機関等と連携した支援体制の構築
- 8 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進【権利部会】
 - ・ 障害者条例や障害者差別解消法の周知等による理解の促進
 - ・ 虐待防止アドバイザーの派遣等による権利擁護体制の充実
 - ・ 子どもたちへの福祉教育の推進
 - ・ 手話通訳者等の養成による情報バリアフリーの充実
- 9 様々な視点から取り組むべき事項【入所部会】
 - ・ パラ・デフスポーツや文化芸術活動の推進や防災対策など、各視点から取り組むべき事項の整理、推進

策定スケジュール

月	項目	
令和8年 8月～12月	本部会（第2回）（8月）	※本部会と並行して専門部会も開催
	本部会（第3回）（12月）	
	障害者施策推進協議会（第1回）（12月）	
令和9年 1月～3月	パブリックコメント（2月）	
	本部会（第4回）（3月）	
	障害者施策推進協議会（第2回）（3月）	
	計画決定（3月）	